

周囲の気づきが大切です

高齢者虐待かなと思ったら早めのご連絡・ご相談を

こんな話を見たり聞いたりしていませんか？

- 介護に疲れて、つい手をあげてしまった
- 高齢の親にきつい言葉を言うてしまう
- 子どもから叩かれてつらい
- 自分の年金が思うように使えず、生活に困っている
- 病院への受診や介護保険サービスを受けさせてもらえない
- お隣の様子がおかしいけれど、ひょっとして…

これらは、高齢者虐待のサインかもしれません。
 高齢者虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。そして、周囲の方の声かけや変化の気づきが大切です。
「虐待かな」と思ったら、早めに連絡してください。
 * 「虐待である」という証拠は必要ありません。
 * 虐待の相談は、本人や家族の同意を得ずに行うことができます。相談をした人の情報は守られますので、安心してご相談ください。

高齢者虐待に関する相談、連絡窓口

「何か心配」、「気になる」ということがあれば、下記へすぐにご相談ください。



ところ		電話番号
高齢福祉課		☎ 22-3111 (内線 226)
地域包括支援センター	福祉の森聖孝園 (十王町)	☎ 39-1166
	サン豊浦 (川尻町)	☎ 33-8811
	神峰の森 (本宮町)	☎ 33-5512
	銀砂台 (鹿島町)	☎ 33-6500
	小咲園 (諏訪町)	☎ 32-7900
	鮎川さくら館 (国分町)	☎ 36-7303
	金沢弁天園 (東金沢町)	☎ 33-7424
成華園 (久慈町)	☎ 33-7119	

問合せ 高齢福祉課 ☎ 内線 226

介護でお困りなことはありませんか

介護保険のサービスをご利用ください



福祉用具購入、住宅改修の一部を保険給付します

対象 要介護・要支援認定を受けている方

* 必ず購入前、工事前に介護保険課または担当のケアマネジャーにご相談ください。

《福祉用具購入》

購入店舗 指定されている福祉用具販売事業所
保険給付額 購入費 (10万円限度) の7~9割
対象福祉用具 ■腰掛け便座 ■入浴補助用具 ■簡易浴槽 ■移動用リフトのつり具の部分 ■自動排泄処理装置の交換可能部品 ■排泄予測支援機器

《住宅改修》

工事開始前に届け出て審査を受け、認められた場合に工事終了後に保険給付します。
保険給付額 改修費 (20万円限度) の7~9割
対象となる住宅改修 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③床材などの変更 ④扉の取り替え ⑤洋式便器への取り替えなど ⑥その他①~⑤に付帯して必要となる工事

日立市独自の介護保険サービスをご利用ください

利用を希望する方は、介護保険課または担当のケアマネジャーにご相談ください。

《緊急短期入所サービス》

介護保険の支給限度額とは別枠で短期入所サービスを利用できます。利用施設に直接申し込みください。
対象 日常、要支援・要介護認定を受けた方の介護をしている方が、病気や事故、冠婚葬祭などの緊急の理由により介護できない場合
利用日数 認定有効期間6か月当たり7日まで

《在宅復帰支援サービス》

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与を利用できるサービスです。年間12万円の支給限度額内であれば、サービスの組み合わせや回数などに制限はありません。
対象 要介護1~5の認定を受けた方で、施設や病院などに入所・入院されている方が、在宅復帰を目指し一時帰宅 (外泊・外出) する場合

問合せ 介護保険課 ☎内線 215 *詳しくは、右記QRをご覧になるか、問い合わせてください。



日上市天気相談所 70周年記念講演会

日上市天気相談所開設70周年を記念し、NHK水戸放送局で出演中の気象予報士・福嶋アダムさんを講師にお招きして、記念講演会を開催します。

日時 7月23日(土) 午後2時～3時30分

場所 日立シビックセンター 音楽ホール

対象 小学生以上（中学生以下は保護者同伴）

講師：福嶋アダムさん
（気象予報士）

司会：敷波美保さん
（気象予報士）

募集人数 250人程度 *多いときは抽選

申し込み 7月1日(金) (必着) までに代表者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、参加される方全員の氏名を、メールかFAX、ハガキで環境都市推進課メール kanto@city.hitachi.lg.jp FAX 21-5016 ☎内線 746へ

みんなでまちをきれいに ごみの出し方のルールを守りましょう

一部の燃えるごみの集積所では、ルールが守られず、収集日以外の日に出されたごみが散乱するなどしているため、収集後に地域の方々が片付けをしています。皆さんが気持ちよく使えるように、ルールを守ってごみ出しをしましょう。

燃えるごみについて

収集日を守り、当日の朝8時30分までに防鳥ネットか集積所ボックスの中に、市が指定する袋（有料）に入れて出してください。

燃えるごみ袋に入らない「せん定枝木」について

太さ6cm以内、長さ50cm以内に切り、直径30cm以内に束ねて、1束ごとに、燃えるごみ処理券（有料）を1枚貼って出してください。

会社・店舗・工場・事務所などの事業所から出るごみを、集積所に出すことはできません。

環境美化に直結するごみ集積所の維持は、一人ひとりがルールを守ることから始まります。ごみの正しい出し方にご協力ください。

問合せ 清掃センター ☎ 24-5353

国道6号大和田拡幅事業に伴う石名坂橋架設 市道（石名坂町）の通行規制を行います

新しい石名坂橋架設工事のうち仮設足場設置に伴い車両通行止を行います。

期間

- ①通行止区間＝6月下旬の7日間、来年1月中旬の10日間
- ②通行止区間＝6月下旬から7月上旬の7日間、来年1月中旬の10日間

*来年1月の通行止については、再度お知らせします。

内容 車両通行止：午後10時30分～翌朝午前5時（迂回路あり）

場所 石名坂町市道7175号線（新・旧）、市道7370号線

問合せ 国土交通省常陸河川国道事務所日立国道出張所 ☎ 23-3455

